（産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板）

第七条の三　令第六条第一項第一号ホの規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号ホの規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量（以下「積替えのための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板）

第七条の五　令第六条第一項第二号ロ(1)の規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第二号ロ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量（以下「処分等のための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」と読み替えるものとする。

（水銀含有ばいじん等）

第七条の八の二　令第六条第一項第二号ホの環境省令で定めるものは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるもの（廃水銀等又は令第二条の四第五号ヘ、チ(1)若しくはル(1)に掲げる廃棄物を除く。）とする。

一　ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい　水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。以下この条、次条及び第八条の十の三の二において同じ。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい一キログラムにつき十五ミリグラムを超えて含有するもの

二　廃酸又は廃アルカリ　水銀を当該廃酸又は廃アルカリ一リットルにつき十五ミリグラムを超えて含有するもの

（水銀等の割合が相当の割合以上である水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）

第七条の八の三　令第六条第一項第二号ホ(2)の環境省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　水銀使用製品産業廃棄物のうち、別表第五に掲げるものが産業廃棄物となつたもの

二　次のイ及びロに掲げる区分に応じ、当該イ及びロに定めるものに該当する水銀含有ばいじん等

イ　ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい　水銀を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい一キログラムにつき千ミリグラム以上含有するもの

ロ　廃酸又は廃アルカリ　水銀を当該廃酸又は廃アルカリ一リットルにつき千ミリグラム以上含有するもの

（産業廃棄物保管基準）

第八条　法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ　（略）

ロ　見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1)　（略）

（産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板）

第七条の三　令第六条第一項第一号ホの規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号ホの規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量（以下「積替えのための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板）

第七条の五　令第六条第一項第二号ロ(1)の規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第二号ロ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量（以下「処分等のための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（産業廃棄物保管基準）

第八条　法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ　（略）

ロ　見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1)　（略）